

共同研究に関わる特許の取り扱いについて

国立大学法人 豊橋技術科学大学
産学連携推進本部

1. 基本的な考え方

(1) 単独発明

- ・ 本学の単独発明は本学の単独所有、企業等の単独発明は企業等の単独所有とし、それぞれ単独で出願等の手続きを行う。

(2) 共同発明

- ・ 本学と企業等が共同でした発明は、本学と企業等が共同で所有する。持分は発明への貢献度に応じて決定する。
- ・ 本学は、特許の実施を行わない（大学との共有特許に関わる企業等の基本的に有利な条件）
- ・ 本学は、共有特許に関する企業等に、以下の優遇条件を提供する。
 - 原則として、第三者に実施許諾をしない。
 - 原則として、共同出願企業に出願から 10 年間優先的に実施することを許諾する。
 - 共同出願企業が、第三者に対して実施の許諾をすることを認める。
- ・ 特許管理費用（明細書作成費用、出願料、審査請求料、特許料等）は、企業等の負担をお願いする。ただし、特許の活用により収益等があった場合には、その実施対価より特許管理費用を相殺することができる。

なお、特許庁により大学の持分相当の、審査請求料、特許料等の減免措置があるので、企業負担は軽減される。

審査請求料：半額軽減

特許料：1～3 年目は半額軽減

- ・ 特許の活用により企業等に収益等があった場合には、契約によりその一部を本学に還元する。
- ・ 共同出願企業等が特許を実施しない場合には、本学が実施先の探索等を行う。

このような基本的な考え方をケース A とする。

2. オプション

共同発明の取り扱いに関する下記のケースを、本学と企業等の協議のうえ選択することができる。

(1) ケース B：上記優遇条件を希望しない場合（企業等が通常実施権の行使のみを希望する場合）

- ・ 特許の管理に関わる費用は、本学と企業等が持分に応じて負担する。
- ・ 企業等は、本学の第三者への技術移転活動を妨げないものとする。
- ・ 本学の技術移転活動を妨げる場合は、ケース A とみなす。
- ・ 第三者から収益等があった場合には、持分に応じて配分を行う。

(2) ケース C：企業等が単独で権利を保有することを希望する場合

- ・ 契約により、本学から企業等へ持分を譲渡する。
- ・ 特許の管理に関わる費用は企業等が負担する。
- ・ 企業等が、特許の活用により相当の収益等があった場合には、本学はその実施対価について協議できるものとする。

(3) ケース D：企業等が実施を希望しない場合（本学が単独で権利を保有することを希望する場合）

- ・ 契約により、企業等から本学へ持分を譲渡する。
- ・ 特許の管理に関わる費用は本学が負担する。

以上